## 山形県スキー連盟総務本部規程

(平成13年11月 3日制定) (平成14年 5月25日改定) (平成26年11月 8日改定) (平成27年10月 3日改定) (令和 6年 7月 3日改定)

1 条 山形県スキー連盟規約(以下「規約」という)第13条に基づき山形県スキー連盟 に総務本部を置く。

任 務)

総務本部は、山形県スキー連盟の事業を円滑に推進するため、理事会の答申を受け 業務を処理する。

(組

- 第 3 前条の任務を遂行するため、次の部を置く。
  - 1 庶 務 部
    - 評議員会、理事会等の開催日程、提出案件の取りまとめ及び諸記録の整理保管 1 に関すること。
    - 加盟団体(SAJ、東北ブロック)との事務連絡に関すること。
    - ③ SAJ理事、評議員推薦に関すること。
    - 規約、規程等の原案作成に関すること。
    - 会報の編集及び広報活動に関すること。
    - 他本部に属さない事項の処理に関すること。
  - 理 部
    - 予算、決算に関すること。 1
      - 加盟団体の登録料及び、負担金の収納に関すること。
    - 事業収入、補助金、寄付金等の収納に関すること。契約事務に関すること。
    - 4
    - (5) 事業執行に伴う出納事務に関すること。
    - その他、経理事務に関すること。 (6)
  - 3 審 査 部
    - (1) 加盟団体の資格審査に関すること。
    - 会員、加盟団体及び、関係団体等の表彰に関すること。
    - 公認資格取得候補者の資格審査に関すること。
    - その他資格審査及び調査に関すること。顧問、参与等の役職に関すること。

## (役員及び委員等)

- 条 総務本部には、本部長、副本部長、及び前条の各部に部長、副部長、委員を置く。 第 4
  - 本部長、副本部長は理事の中から会長が選任し、理事会で決定する。部長、副部長、 委員は本部長が選任し会長が委嘱する。
  - 前2項の役員及び委員の任期は、理事の任期に準ずるものとする。
  - 任期中、欠員または職務遂行に不都合の生じた場合は、適宜これを補充し交代する ことができる。

(会 議)

条 総務本部会議は、必要に応じて本部長が招集する。

規)

条 総務本部内規については、別に定めることができる。

(規程の改廃)

第 8 条 この規程の改廃は、理事会の議決による。

1. 本規約は令和6年7月3日改正施行する。但し、第4条2は次回改選より適用する。